

豊橋市難聴高齢者補聴器購入費補助金に関するQ&A（市民向け）

Q1	すでに補聴器を購入してしまったのですが、補助金の申請はできますか。
A1	購入後は申請できません。必ず購入前に申請をお願いします。
Q2	集音器は対象になりますか。
A2	集音器は対象外です。管理医療機器である補聴器のみが対象です。
Q3	医師意見書はどこで書いてもらえばいいですか。
A3	耳鼻咽喉科専門医または身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成する指定医であれば、特に指定はありません。かかりつけの耳鼻咽喉科で作成してもらってください。
Q4	医師意見書の作成料などは自己負担ですか。
A4	補助が出るのは補聴器本体購入費用のみです。医師意見書作成や受診にかかる費用はすべて自己負担となります。
Q5	申請書は直接市役所提出へ行く必要がありますか。
A5	郵送でも受け付けております。長寿介護課あて必要書類を郵送してください。その際は書類の内容について、お電話にて確認させていただくことがございますので、市からの連絡に対応可能な電話番号の記載をお願いします。
Q5	申請後、どのくらいで交付決定されますか。
A5	申請内容に問題がなければ1週間前後で交付決定通知を郵送でお送りします。郵送ではなく、窓口受け取りを希望する場合は申請時にお申し出ください。
Q10	すでに補聴器を持っているのですが、新しく購入する場合は補助金は使えますか
A10	お持ちの補聴器が補助金を利用して購入したものでなければ、補助金の申請は可能です。
Q11	交付決定を受けたが、補聴器を購入する必要がなくなった。
A11	補聴器の購入を取りやめる場合は、交付申請の取り下げの手続きが必要となります。長寿介護課まで一度ご連絡ください。
Q12	すでに持っている補聴器の修理に補助金は利用できるか
A12	修理費用は補助金対象外です。補聴器本体の購入費用に限ります。
Q13	補聴器はどこで購入してもいいのか。
A13	補助金の利用ができるのは、豊橋市に代理受領申出書を提出している登録事業者のみとなります。（一覧参照）